

平成 30 年 6 月 定例会（第 332 回）
7 月 3 日

経済労働委員長の報告

[今井光子議員 報告](#)

↑（クリックで今井光子議員 報告へ移動）

経済労働委員会の報告

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める
決議（案）

平成30年 6月 定例会（第332回）

平成三十年

第三百三十二回定例奈良県議会会議録 第六号

六月

平成三十年七月三日（火曜日）午後一時四分開議

出席議員（四十三名）

一番 亀田忠彦	二番 池田慎久
三番 猪奥美里	四番 山中益敏
五番 川口延良	六番 松本宗弘
七番 中川 崇	八番 佐藤光紀
九番 川田 裕	一〇番 井岡正徳
一一番 田中惟允	一二番 藤野良次
一三番 森山賀文	一四番 大国正博
一五番 岡 史朗	一六番 西川 均
一七番 小林照代	一八番 清水 勉
一九番 松尾勇臣	二〇番 阪口 保
二一番 欠員	二二番 中野雅史
二三番 安井宏一	二四番 田尻 匠
二五番 奥山博康	二六番 荻田義雄
二七番 岩田国夫	二八番 乾 浩之
二九番 太田 敦	三〇番 宮本次郎
三一番 和田恵治	三二番 山本進章
三三番 国中憲治	三四番 米田忠則
三五番 出口武男	三六番 新谷紘一
三七番 粒谷友示	三八番 秋本登志嗣
三九番 小泉米造	四〇番 中村 昭
四一番 山村幸穂	四二番 今井光子
四三番 梶川虔二	四四番 川口正志

議事日程

- 一、当局に対する緊急質問
- 一、常任委員長報告
- 一、平成三十年度議案、議第六十一号から議第七十二号及び報第一号から報第二十号、平成二十九年度議案、報第三十四号及び報第三十五号、請願第七号並びに議会閉会中の審査事件の採決
- 一、議員提案の追加議案の上程及び同採決
- 一、特別委員長報告
- 一、意見書等決議
- 一、議長の辞職及び同選挙
- 一、副議長の辞職及び同選挙
- 一、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任
- 一、特別委員会の委員の辞職及び同選任
- 一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
- 一、追加議案の上程と同採決
- 一、議員派遣の件

○議長（岩田国夫） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後十二時まで延長します。

○議長（岩田国夫） この際、お諮りします。
緊急質問、議員提案の追加議案の上程及び同採決、意見書等決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、並びに特別委員会の委員長、副委員長の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、知事提案の追加議案の上程及び同採決、並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）
ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（岩田国夫） 次に、監査委員から現金出納検査結果の報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（岩田国夫） この際申し上げます。

九番川田裕議員より、「県立高等学校適正化実施計画（案）」の議案提出に関する法令等違反による瑕疵について、緊急質問の通告がありましたので、会議規則第五十二条の規定により発言を許可いたします。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕）（登壇）香芝市選挙区選出の川田でございます。無所属です。

議長のお許しをいただきましたので、質問を行います。また、緊急質問は再質問が認められていないことから、的確なご答弁をいただきますようお願い申し上げます。

質問は、去る六月八日に奈良県教育委員会から公表されました、県立高等学校適正化実施計画（案）についてですが、県議会本議会に提案するに当たり、本計画が奈良県教育委員会会議規則に規定される採決が行われていないことが発覚いたしました。教育委員会に問い合わせたところ、五月三十日に開催された臨時教育委員会において本計画の修正箇所が発生し、そのため決裁を行わずに臨時教育委員会を閉会してしまったと回答を受けました。その後、修正した計画（案）は完成したものの、教育委員会は閉会しており、その後に行われた定例会においても議題として上げられなかったとお聞きしております。

そして、教育長はDoing anything also cannot, Nara Prefectural Board of Education's authority to belong to part of the duties and temporary代理に関する規則の第四条第二項の「委員会の議決を経ることなく臨時に代理できる」の権限を行使し、計画（案）を決議したと経緯の報告を受けました。

しかしながら、教育長に委任された代決権は、「緊急やむを得ないとき」の行使条件が付されており、「緊急やむを得ないとき」とは、教育委員会を開催するいとまのない状態を指し、教育長または教育委員会が会議規則に定められる委員会運営に関し瑕疵を犯したものの治癒に関する行使は一切認められておらず完全なる無効になります。

また、教育長の回答では、「教育委員会を新たに開催するには奈良県教育委員会会議規則第三条第二項に規定される委員会招集の告示を行わなければならない、いたし方なく代決を行使した」旨の回答がありましたが、それは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律から委任された教育委員会規則の趣旨を没却したものであります。それは、会議規則第三条第二項には、ただし書き規定に、急施を要する場合は告示を必要としない旨の規定があります。これは、合議制たるゆえんであり、教育長の瑕疵について臨時に代理できる規定でないことは常識であります。

よって、当日に臨時教育委員会、そして、定例教育委員会と二回も委員会が開催されており、会議を開くいとまがないとの理由は採用できず、重大かつ明らかな瑕疵であることは明らかであることが発覚いたしました。

よって、議第七十二号、県立高等学校適正化実施計画（案）は規則違反により無効であります。

この後、答弁により反論なされると思いますが、答弁は議事録に記録され確定されることから、後に違法不当が判明した場合には、計画（案）は無効になることをあわせて申し上げ、その解釈についてのご回答をいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 吉田教育長。

◎教育長（吉田育弘） （登壇）川田議員のご質問にお答えをいたします。

この実施計画（案）は、地教行法第二十一条第一号に規定をされている、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することといたしまして教育委員会の権限に属する事務でございます。それで臨時教育委員会を開催いたしまして審議を行ってまいりました。

ご質問の第四回の臨時教育委員会でございますけれども、この場で最終審議を行わせていただきました。特に、実施計画案については、レイアウトの変更、県民のために見やすくする、あるいは文字の修正、それから、一部、ご要望をいただいておりますので、ご要望に対する審議もさせていただきます。特に、ご要望に対する審議につきましては、文言もきちっと教育委員に確認をしていただく必要もあることから、引き続いて開催をされました定例教育委員会終了後に各委員に確認をして、そして、承認をいただきました。

その後に地教行法第二十五条第一項の後段の規定に従いまして、レイアウトの変更、一部修正事項について、私が教育長として臨時に代理をすることといたしまして教育委員会の意思決定とさせていただきます。このため、地教行法、その他法令等の違法となる手続による瑕疵はないと考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（岩田国夫） これをもって緊急質問を終わります。

○議長（岩田国夫） 次に、平成三十年度議案、議第六十一号から議第七十二号及び報第一号から報第二十号、平成二十九年度議案、報第三十四号及び報第三十五号、並びに請願第七号を一括議題とします。

まず、所管の委員会に付託しました各議案及び請願に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一三十二番山本進章議員。

◆三十二番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第六十九号につきましては、賛成多数をもちまして、また、平成三十年度議案、議第六十二号から議第六十四号、議第七十一号及び報第十九号中・当委員会所管分並びに平成二十九年度議案、報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決又は承認することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号、報第十五号及び報第二十号中・当委員会所管分並びに平成二十九年度議案、報第三十五号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――二十五番奥山博康議員。

◆二十五番（奥山博康） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第六十一号及び議第六十五号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第五号、報第十六号、報第十七号及び報第二十号中・当委員会所管分につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉及び医療・保健につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十九日に委員会を開催し、付託されました議案十件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第六十六号、議第六十八号中・当委員会所管分及び議第七十号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第八号から報第十一号及び報第二十号中・当委員会所管分並びに平成二十九年度議案、報第三十五号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月二十七日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案十三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成三十年度議案、議第六十七号、議第六十八号中・当委員会所管分及び報第十九号中・当委員会所管分並びに平成二十九年度議案、報第三十四号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十二号から報第十四号、報第十八号及び報第二十号中・当委員会所管分並びに平成二十九年度議案、報第三十五号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、文教くらし委員長の報告を求めます。――四十番中村昭議員。

◆四十番（中村昭） （登壇）文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る六月十八日、二十七日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月二十八日に委員会を開催し、付託されました議案四件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、まず、請願第七号「県立高等学校適正化実施計画（案）の議決の延期と説明を求める請願書」につきましては、賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。

次に、平成三十年度議案、議第七十二号につきましては、日本維新の会委員から、来春の入学試験に向けて準備をしている中学三年生へただちに影響がある内容であること、奈良高等学校の校舎を含め教育財産の今後のあり方についても明記されていないこと等の理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また、他の委員からも反対意見がありましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、平成三十年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第六号及び報第七号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） 次に、委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十番宮本次郎議員に発言を許します。――三十番宮本次郎議員。

◆三十番（宮本次郎） （登壇）生駒郡選挙区選出、日本共産党の宮本次郎です。日本共産党を代表して、議第六十九号、議第七十二号、請願第七号に対する討論を行います。

議第六十九号は、（仮称）奈良県国際芸術家村の請負契約に関するものです。総額九十九億五千万円のうち、今回は約五十四億七千万円の契約ですが、今後の運営や事業内容について納得できる説明がありません。事業計画全体についても、複合施設ということだけが決まっており、あとは本当に必要なものなのか不明であり賛成できません。

議第七十二号と請願第七号は、県立高等学校適正化に関するものですが、計画発表直後から県民の中で急速に反対世論が高まっており、計画の見直しや学校の存続を求める署名は二万六千筆を超えました。どしゃ降りの雨の中を署名に取り組む現役高校生の姿、昼夜を分かたず駆け回る卒業生や保護者の姿に私は大変強く胸を打たれました。

第一に、県民の声に全く耳を傾けない姿勢への反発です。校名を伏せて行った三月の意見公募で九十二通もの意見が寄せられ、その多くが反対意見だったにもかかわらず、今回の校名公表後は一切意見を聞かない。このような、当事者を置き去りにする姿勢でいいのでしょうか。また、議会請願の締め切りだった六月十五日の朝、請願者である平城高等学校PTA会長宅に教育長が公用車で訪問したことは、請願への圧力ともとれるものです。決して許されるものではありません。

第二、平城高等学校を閉校させ、その跡地に奈良高等学校がそのまま移転し使用するという前代未聞の手法に対する反発です。奈良高等学校の耐震化は重要な課題であります、今回の再編成とは別の課題。これを放置してきた責任こそ問われるべきです。中学校や学習塾などで机を並べて学んできた生徒同士を分断する、こんな悲しい手法は見直すべきではありませんか。

第三に、奈良県産業界の要請に応えた「人材づくり」、すなわち、実業教育を強化し、これにシフトすることへの反発です。これは、教育基本法第一条が定める教育の目的「人格の形成」から逸脱し公教育の役割を投げ捨てるものです。さらに、教育内容を学校名に示すことから「登美ヶ丘」は「国際」に、「西の京」は「県立大附属」に、「高円」は「芸術」に、「奈良朱雀」は「奈良商工」にと、これまで県民が親しんできた校名を奪う、このことへの反発が広がっております。学校の名前は十年、二十年と続けば、それは一つのブランドとなり、卒業生にとってはアイデンティティ、自分の歴史の一部となります。これを断ち切ることは許されません。申し上げるまでもなく、平城高等学校に奈良高等学校を移すという問題については、委員会でも最後まで議論が行われました。

奈良県の県立高等学校は、人口規模が同程度のほかの県に比べても極端にその数が少なく、これ以上の学校削減は、子どもたちから進路選択肢を奪い、地域からは防災や社会活動の拠点を奪うことにつながります。生徒数の減少を言うのであれば、学校を減らすのではなく、学級数等を調整するべきです。

教育予算をしっかりと確保し、奈良高等学校の耐震化を急ぐとともに、県民の願いに応えた教育行政への転換を強く求めるものです。

以上、議第七十二号、県立高等学校適正化実施計画には反対をいたします。また、同議案の議決延期を求める請願第七号は、県民の思いに応じて採択するべきである、このことを訴えまして討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 次に、四番山中益敏議員に発言を許します。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、公明党を代表して、請願第七号「県立高等学校適正化実施計画（案）の決議の延期と説明を求める請願書」について、賛成の立場で討論を行います。

本議会に上程されております、議第七十二号「県立高等学校適正化実施計画の策定について」につきましては、去る六月八日に奈良県教育委員会から発表があり、六月十八日、今議会への議案提出がなされました。そして、六月二十八日には議案付託された文教くらし委員会での採決といった、非常に拙速な審議スケジュールで進められてきました。県教育委員会は「説明責任を果たしたい」としながらも、この間、保護者説明会など開かれたのは、六月十七日の平城高等学校における説明会一回だけで、在校生や保護者・卒業生などへの十分な説明が行われたとは思いません。

その間、私ども公明党会派に対し、平城高等学校の関係者をはじめ、多くの県民の方から声や要望が寄せられました。私どもは、一人ひとりの気持ちを大切に、寄り添う思いで、

その声を教育長をはじめ、関係者に届けてまいりました。五月二十九日には、「県立高等学校適正化に関する要望書」を教育長に提出された際も同席させていただきました。要望書の内容は、一、地域性や歴史を考慮した再編を行ってほしい。二、平城高等学校の生徒募集を継続し伝統の継承を図ってほしい。三、将来、奈良高等学校が移転する場合、平城高等学校と合併し平城高等学校の校舎を活用してほしい。の三項目であります。その要望を反映する形で、『地域と共にある学校づくり』のさらなる推進の項目に「学校と地域の協議会を二〇二〇年度から設置」とする内容が盛り込まれました。さらに、要望の際には、「現高等学校のさまざまなメモリアル遺産については、現高等学校で保管する」とした発言も教育長からありました。また、六月二十八日に行われました文教くらし委員会において、同僚議員より「平城高等学校に来年度入学する生徒が、高校三年時に新設される（仮称）県立国際高等学校に学籍移動する計画には問題がある」と指摘しました。教育長から「来年度に入学する平城高校生は同校で卒業できるよう検討する。再編する校名もこれから考えたい」との答弁がありました。現役高校生への丁寧な支援など一定の理解は得られましたが、上程されております議第七十二号議案については、議論の余地が残されており、県民の声を十分に反映し、結論を出す状況には至っていないと判断しております。

よって、公明党会派として、請願第七号について賛成といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 次に、九番川田裕議員に発言を許します。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕） （登壇）無所属、香芝市選挙区選出の川田でございます。議長のお許しをいただきましたので、議第七十二号につきましては反対、請願第七号については賛成の立場から討論を行います。

平成三十年六月八日に奈良県教育委員会から「県立高等学校適正化実施計画（案）」の公表がなされました。その中身は多くの県民を驚かせたものでありました。それは、奈良県教育委員会が一部の学校に対し、過去十年間にわたり耐震化を放置してきた過ちを隠すかのように、高等学校の統廃合が行われ、特に、平城高校は閉鎖され、奈良高校は耐震化改築もなされず、移動を命令されるものであります。この計画（案）の発表後は、多くの学校関係者の皆さんから反対の声が噴出し、学生の声聞けば、「大人の都合に振り回され、毎晩、夜になれば涙がとまらない」など、多くの悲しみを生んでいます。

ここで、この計画を策定された責任者でもある教育長に申し上げたい。

教育行政とは、一部の者の考えで進められるものではありません。地方自治の理念には、地方公共団体やその当局が主体的に事務処理の責任を持つという団体自治の考え方とともに、住民の民意を行政に反映させるという、住民の自治の考え方が基本であります。教育は、住民の日常生活に関係の深い地域的活動であるところから、教育行政に住民の意向を取り入れるという方式は、我が国においても、明治初期から学務委員として制度化されてきたものであります。まして、戦後の憲法改正においては、地方自治法の本旨が明記され、民意の反映は憲法が要請するものであります。

しかしながら、今回の教育委員会が行った行動は、地方自治において最重要視されなければならない民意の反映が無視され、奈良市議会、その他、地方公共団体から提出された意見書に対して、意見を聴取する公聴会すら開かれず、二万六千筆という多大な署名に対しても、住民の意見の場を与えられないのは、民意を無視していると言わざるを得ません。

教育委員会制度の意義の一つに、政治的中立性の確保、すなわち、個人的な価値判断や特定の党派の影響から中立性を確保することを必要としております。一つに、継続性、安定性の確保、すなわち、教育は結果達成までに時間を要し、その結果にも、把握困難な特性から、学校運営の方針変更などは改革、改善は漸進的なものでなければならない。一つに、地域住民の意向の反映、すなわち、教育は地域住民にとって身近な関心の高い行政分野であります。一部の権力者や専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向に踏まえて行われていることが要請されております。教育委員会制度の本来の理念は、教育に関する地域住民の多くの考え方を尊重する立場から、住民間の議論を大切に、そうした議論を通して形成される住民の意向、要求を反映させた教育行政運営を行うという、教育の住民統制の考え方が基本理念であります。改正された地方教育行政法でも、その基本理念には変化はありません。

しかし、奈良県教育委員会では、現在の地方教育行政に関する法律の本旨を無視し、強引に執行者である自分たちの考えに偏り、教育委員会会議においても、地域住民の意向の反映の審議はなく、基本理念である民意の反映などかけらもないことは議事録からも判明しております。住民自治の責任は住民であり、国家百年の計は教育にあり、一部の権力者がそれを侵すことは許されるものではありません。子どもたちの未来のためにも、教育理念を歪曲する計画には決して賛成できるものではありません。

よって、議第七十二号「県立高校適正化実施計画（案）」には反対するものであり、請願第七号「県立高校適正化実施計画（案）の決議の延期と説明を求める意見書」には賛成するものであります。

議員諸公には、教育理念の基本を忘れた計画にどうか反対いただくことを心からお願いを申し上げ、討論といたします。ご清聴ありがとうございます。

○議長（岩田国夫） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、請願第七号については、起立により採決します。

この請願に対する文教くらし委員長報告は不採択です。

請願第七号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第七号については、不採択とすることに決しました。

次に、平成三十年度議案、議第七十二号について、起立により採決します。

この議案に対する文教くらし委員長報告は、原案可決です。

平成三十年度議案、議第七十二号について、文教くらし委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成の議員は、しばらくの間、ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決しました。

次に、平成三十年度議案、議第六十九号について、起立により採決します。

平成三十年度議案、議第六十九号について、総務警察委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

平成三十年度議案、議第六十一号から議第六十八号、議第七十号、議第七十一号及び報第一号から報第二十号、平成二十九年度議案、報第三十四号及び報第三十五号、並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりそれぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（岩田国夫） 次に、十九番松尾勇臣議員ほか八名から、平成三十年度議案、議第七十三号「奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

二十六番荻田義雄議員に提案理由の説明を求めます。――二十六番荻田義雄議員。

◆二十六番（荻田義雄） （登壇）ただいま上程されました議第七十三号「奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案者九名を代表いたしまして、提案理由の説明をさせていただきます。

平成二十七年十月一日に実施された国勢調査の結果を奈良県議会議員の定数等に反映すべく、平成二十九年十月四日に協議等の場として奈良県議会議員定数等検討委員会が設置され、以来六回にわたり委員会において検討が重ねられた結果、本年六月二十八日に同検討委員会から議長に答申されました。

今回の条例改正案は、来年四月の一般選挙に向け、その答申を尊重した内容で提案するものです。

議員定数並びに選挙区及び選挙区別定数につきましては、さきの国勢調査結果によると、議員一人当たりの人口格差が一・八七倍と二倍は超えない状況にあり、全国的にも同じ人口規模の県と比較しても、本県の議員定数は多くはないことから、議員定数並びに選挙区及び選挙区別定数については、基本的には現行条例を維持するものであります。

しかしながら、生駒郡選挙区と香芝市選挙区とで逆転現象が生じていることからその解消を図るため、生駒郡選挙区において定数を一減し二人とし、議員定数四十四人を四十三人にするという改正を行うものであります。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩田国夫） お諮りします。

本案については、質疑及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、四十一番山村幸穂議員に発言を許します。――四十一番山村幸穂議員。

◆四十一番（山村幸穂） （登壇）日本共産党の山村幸穂です。

このたび、議員定数削減の提案がされました。議案について反対討論します。

選挙制度は民主主義の根幹であり、主権者である国民の参政権を保証するものです。県民の多様な意見を反映できるようにしなくてはなりません。

明確な根拠もなく議員定数を削減することは、多様な県民の声を届ける力を弱め、県政のチェック・監視の力を弱めるものです。

香芝市選挙区と生駒郡選挙区の人口がほぼ同じで定数が異なることが問題とされましたが、県全体の人口が減少する中で、香芝市は人口が増加傾向にあり、定数を減らすのではなく、香芝市を一増とすることが合理的だと考えます。

議員一人当たりの人口比で現状の最も大きい格差が、吉野郡と香芝市の一・八七です。生駒郡を一減らしても格差は変わらず、香芝市を一増やせば格差は縮小されることになります。

奈良県の議員定数は現在四十四人です。地方自治法による法定定数は五十二人です。議員一人当たりの人口は、人口が同規模の他府県、沖縄県・山口県・愛媛県・長崎県・青森県に比べても多く、定数を削減する明確な根拠はありません。議員の身を切る改革と言う

のであれば、議員報酬の削減をすべきです。もし一人増員とする場合、その財源として、議員報酬削減、費用弁償の廃止、そして、政務活動費のうち議員個人分を一人当たり月三万円の削減を行えば生み出すことが可能です。

よって、議第七十三号に反対します。

○議長（岩田国夫） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成三十年度議案、議第七十三号について、起立により採決します。

本案に、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（岩田国夫） 次に、九番川田裕議員ほか十名から、平成三十年度議案、議第七十四号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」についての議案が提出されましたので、これを議題とします。

議案はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

九番川田裕議員に提案理由の説明を求めます。――九番川田裕議員。

◆九番（川田裕） （登壇）ただいま上程されました議第七十四号「奈良県議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、提案者十一名を代表いたしまして提案理由の説明をさせていただきます。

議会の会議規則は、地方自治法第二百十条の「地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない」という規定に基づき定められています。また、全国都道府県議会議長会では、標準的な会議規則の例として、「標準都道府県議会会議規則」を示しています。各都道府県議会では、この標準会議規則を参考にして、独自の会議規則を定めている状況にあります。奈良県議会会議規則について、この標準会議規則と比較すると、標準会議規則には規定があるものの奈良県の会議規則には規定がないものが多くありました。

今回の改正は、会議規則の中の第五章の「議事」に関する規定と第六章の「発言」に関する規定について、その必要性があると認められる規定の新設及び見直しを行うものです。

具体的には、委員会報告書の作成・提出に関する規定、発言の通告等に関する規定、議事進行に関する規定を新たに設けています。

また、委員会の審査または調査権限に関する規定、委員会の中間報告に関する規定、発言の取り消しまたは訂正に関する規定については、条項または文言の追加を行っております。

何とぞ、議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（岩田国夫） お諮りします。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第七十四号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（岩田国夫） 次に、特別委員会における調査並びに審査の経過について、各特別委員長の間接報告を求めます。

初めに、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。――三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） （登壇）観光振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、観光力の向上に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、インバウンド対策について計画的に取り組むことや、クレジットカード決済等キャッシュレスで観光できる環境整備が必要であるとの要望がありました。また、宿泊施設のキャパシティ向上や、観光バスが安全に駐車できる環境整備に努めることのほか、大宮通り新ホテル・交流拠点の新たなコンベンション施設も含め、県内の大規模コンベンション誘致に取り組むことについて要望がありました。

次に、県内調査として、吉城園周辺地区・高畑町裁判所跡地の整備と、大神神社参道周辺地区のまちづくりについて調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、インバウンド対策として、観光ガイド役となる人材育成に努めるほか、観光案内窓口、観光案内サイン等を充実させること、オフ期イベントに関して、夜の遊歩道の明るさ等、安全対策について検討することが必要であるとの要望がありました。また、Wi-Fi環境整備の推進、（仮称）奈良県国際芸術家村での奈良県独自の魅力の発信について意見があったほか、奈良の仏像海外展示の取り組み方について提案がありました。さらに、奈良市以外のホテル誘致に取り組むことについて要望があったほか、観光地に障害者の方々が訪れやすい環境整備を推進すること、奈良県外国人観光客交流館（猿沢イン）の稼働率を上げるよう取り組むこと、吉城園周辺地区・高畑町裁判所跡地の整備について、住民理解に努め、計画通り事業が進むよう取り組むことなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、世界中の人々に奈良の奥深い魅力を体感していただき、その体験を世界中に広めていただけるよう取り組むことについて意見がありました。また、スポーツを通じた観光振興について、参加者が宿泊できるスポーツイベントを検討するよう要望があったほか、民泊について、地域との調和や県民の暮らし、宿泊者の安全が守られるよう取り組むこと、外国人に人気のある明日香地域に力を入れて取り組むことなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

次に、二月定例会においては、ジャポニスム二〇一八について、プロモーション活動、ブランド力の強化に取り組むことについて意見がありました。また、大規模なスポーツ大会等、M I C Eの誘致活動に積極的に取り組むこと、奈良大立山まつりについて、魅力的なイベントにするため内容を再検討するよう要望がありました。さらに、J Rおおさか東線の開通に合わせ、新大阪駅で販売する奈良の土産物等を充実させるよう働きかけることの要望があったほか、吉城園周辺地区・高畑町裁判所跡地、(仮称)登大路バスターミナル等の奈良公園周辺整備など、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下三点について、さらに要望するものであります。

一 誘客のためのプロモーションに関して、国のはじまりの地である奈良県の奥深い魅力を体感していただき、その体験を国内外に向けて発信してもらえよう取り組むとともに、事業効果が県内各地の地域振興に繋がる取組を展開されたいこと。

一 オフ期イベントに関して、各イベントの事業効果を踏まえた、より魅力的で安全・安心なイベントを開催できるよう取り組まされたいこと。

一 宿泊施設のキャパシティ向上に関して、奈良市内における各事業について、住民の理解を深めていくよう努めながら進めていくとともに、その他の地域についても宿泊施設の量的及び質的な充実を図り、宿泊客の増加に向けた取組に努められたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、観光力の向上に向け、誘客のためのプロモーション、オフ期イベント、宿泊施設のキャパシティ向上に関することに加えて、インバウンド対策の今後のあり方についても、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（岩田国夫） 次に、南部・東部地域振興対策特別委員長の報告を求めます。――三十八番秋本登志嗣議員。

◆三十八番（秋本登志嗣） （登壇）南部・東部地域振興対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、南部振興基本計画及び東部振興基本計画に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、地域振興策、林業振興策、道路の基盤整備等の主要な施策の概要及び「奈良県過疎地域自立促進方針」の改定について説明を受けました。スイス型森林管理制度や奈良型作業道などについての質疑があり、奈良型作業道を設置しやすく

するため、設置基準を緩和するなど柔軟な対応が必要であるとの意見がありました。また県産材の利用を促進するため、県産材使用住宅への補助のあり方を工夫するようとの意見がありました。

次に、県内調査として、救急搬送や災害時の救援物資輸送、また県南部地域の観光振興や産業振興を担う重要な道路である「丹生バイパス」の現地調査、そして、村内の高齢者等の生活不安を解消し、暮らし続けられる村づくりを推進するために、移動スーパー事業や宅配事業等に取り組む「一般社団法人かわかみらいふ」の事業運営について調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、南部・東部地域の市町村とのまちづくりに関する連携協定、京奈和自動車道（御所南インターチェンジ～五條北インターチェンジ）開通後の樫原高田インターチェンジ付近の渋滞状況、施業放置林対策などの質疑が行われ、まちづくり連携協定を締結する際には、市町村とともに、長期的な視点をもってまちづくりを進められたいとの意見がありました。

次に、十二月定例会においては、提出予定議案の説明の他、平成二十九年十月に発生した台風二十一号による被災状況等の説明を受けるとともに、公共工事の入札・契約のあり方、災害発生時の部局横断連携体制などについての質疑が行われました。

また、委員間討議では、過疎化の進む南部・東部地域において、住みたい人が住み続けられる環境を確保するため、委員会としても、南部・東部地域振興のための新たな施策を提案すべきであるとの意見がありました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として次年度当初予算案の説明を受けました。コミュニティナースの導入状況、次年度の新規事業「奥大和豊かな暮らし提案店舗展開事業」の実施内容、森林環境税に基づく施業放置林の整備、南和地域の医療体制など、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

一 中南和地域に多く存在する自然と文化の観光資源について、行政境界を越えたネットワークを形成し、観光交流を中心とした地域振興を推進されたいこと。

一 スイス型森林管理制度の導入にあたっては、森林組合や山主等が理解を深め、県と連携して進められるよう、丁寧な説明・対応等に努められたいこと。

一 南部・東部地域における国道の整備促進を図るため、積極的に国に働きかけられたいこと。

また、県においても道路整備への予算の充当について、配慮していただきたいこと。

一 京奈和自動車道の各インターチェンジから主要国道・県道までのアクセスを円滑にするため、接続する道路の整備を推進するとともに、渋滞緩和対策を図られたいこと。

一 へき地教育の充実を図るため、へき地校における複式学級編制基準の緩和を国に働きかけられたいこと。

また、県立高等学校の適正化を進めるに当たっては、南部・東部地域の中学生にとって魅力のある高校となるよう、特色ある高校づくりに取り組まれないこと。

なお、今後も、当委員会においては、南部・東部地域の振興にあたり、「南部振興基本計画」及び「東部振興基本計画」に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（岩田国夫） 次に、少子化対策・女性の活躍促進特別委員長の報告を求めます。
――十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博） （登壇）少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、少子化対策、女性の活躍促進、働き方改革、健康づくり及びがん対策に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、主要施策の概要について説明を受けました。学校給食の無償化、保育所・放課後児童クラブの待機児童について質疑が行われ、保育士不足については給与などの処遇面が主な原因なので抜本的な改善が必要であるとの議論が交わされました。

次に、八月三日には県内調査として、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が可能なテレワークの拠点として、ワーク・ライフ・バランスの向上を実現するとともに、新たな雇用を掘り起こしている「天理市テレワークセンター」、子育てしながら働きたい女性の就職を支援する「奈良県子育て女性就職相談窓口」、母子家庭の母等ひとり親が抱える様々な悩みに寄り添うとともに、就労による自立支援を目的とした取組を実施している「奈良県母子家庭等就業・自立支援センター（スマイルセンター）」、求人・求職者それぞれのニーズに合ったきめ細やかなマッチング等を行う「奈良しごとiセンター」、男女共同参画推進のための拠点施設として、固定的な性別役割分担意識の解消や女性のエンパワメント、活動支援などを行っている「奈良県女性センター」の各施設についての調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、放課後児童クラブの利用料、待機児童対策、がん対策、児童手当における外国人の取り扱い、男性のDV被害者への支援などについて質疑が行われました。また、委員間討議では、女性が活躍するには、一つの職業に定着し、仕事に意欲や希望を持ち、安心して働けるある程度の給与が必要である、県の役割は現況を見ながら、各人が持っている能力などを発掘し能力開花を支援する立場にあるなどの意見がありました。

次に、十二月定例会においては、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランの改定及び奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第四次）について報告を受けるとともに、就学援助制度、保育士の処遇改善、女性の就業率・起業支援などの質疑が行

われました。また、委員間討議では、女性の就業率は児童扶養手当受給者があえて非正規を選ぶ場合もあるなど総合的な判断の中で考えなければならない、ゴールドリボン活動として小児がんの対策支援を行っている団体があり、小児がん対策支援に力を入れたいなどの意見がありました。

次に、二月定例会においては、奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第四次）の策定及び第三期奈良県がん対策推進計画の策定について報告を受けました。続いて、男性の育児参画、保育士の確保、DVで一時保護された女性の同伴児童への対応などについて質疑が行われました。また、委員間討議では、若者が大学の時に借りた奨学金を返せなくなり破産し、自立した生活ができず少子化の原因にもなっているのではないかとの意見がありました。女性の就労マッチングについて、県内だけでなく近隣他府県の企業への呼びかけも必要であるとの意見に対し、県の税金であるので、マッチングは主として県内向けに行うのがよい、それぞれ地域性を考慮して市町村と協力して取り組むとよい、就職するのが県内か県外かという問題ではなく、女性がどこでも安心して働く場を求めることができる環境をつくるのが大切であるとの意見など、活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点について、さらに要望するものであります。

一 少子化対策は、合計特殊出生率、未婚率等が密接に関係があり、各所が連携してデータを活用し、これまでの概念でなく多角的に捉えられたいこと。

一 保育士を目指しているが家庭的に大変だという子どもたちの夢が実現できるよう、保育士資格取得のための奨学金制度について検討されたいこと。

一 非正規雇用の保育士がふえているが、経験豊富な非正規雇用の保育士の地位向上と待遇改善のために、市町村に働きかけられたいこと。

一 放課後児童クラブについて、量が足りていない状況があるので、学校の空き教室を活用するなど、今後も推進に努められたいこと。また、ひとり親家庭や貧困家庭に対して、市町村が利用料を減免した場合の補助など県の対応策を検討されたいこと。

一 女性の起業を促していくことは、非常に厳しい道のりであるという認識が必要であり、経営相談などの適切なフォローアップができるよう検討されたいこと。また、女性が起業した会社を存続できるよう、専門的な支援機関をふやされたいこと。

なお、県では平成三十年度予算案における主な取組として、「結婚・子育ての支援、児童虐待防止、女性の活躍の促進」、「就業支援と働き方改革の推進」及び「健康寿命日本一を目指した健康づくりの推進」において目標などを掲げていることから、今後も、少子化対策、女性の活躍促進、働き方改革、健康づくり及びがん対策について、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（岩田国夫） 次に、防災・県土強靱化対策特別委員長の報告を求めます。――十七番小林照代議員。

◆十七番（小林照代） （登壇）防災・県土強靱化対策特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、奈良県国土強靱化地域計画に関すること、地域防災計画の推進に関すること及び治水対策・土砂災害対策等の推進に関することについて、県内外の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、土砂災害特別警戒区域等の指定状況及び砂防施設の設置状況を確認し、砂防施設を建設するに当たっては、基礎調査を行い、優先順位を明確にすべきであるとの意見がありました。

さらに、砂防指定地に関し、速やかに砂防指定地台帳を整備し、解除できるところは速やかに解除されたいとの要望がありました。

次に、県内調査として、災害発生時に、県民に災害情報を提供し、市町村や防災関係機関等との情報共有を行う災害対策本部室、平成十一年度の災害により道路が遮断され、住民生活への影響も大きいことから事業実施された天理市苅原町の平成十二年度治山事業地、保全対象に天理市が指定した避難所があり、土石流が発生した際に多大な被害を与えるため、早期に対策が行われている山田B沢通常砂防事業地について調査を行ったところであります。

次に、九月定例会においては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興については、個々の計画により必要な措置を講じられているが、行政コストを意識したうえで、危機管理対応全体の基本的な考え方をまとめていくべきであるとの意見がありました。

また、外国人福祉避難所である猿沢インの外国人観光客等への周知や当該福祉避難所に必要な備蓄物品について、奈良市や民間事業者と連携して進められたいとの要望がありました。

さらに、大和川流域における総合治水の推進に関する条例について質疑が行われ、自治体や企業の協力を得ながら推進すべきであるとの意見があるなど、活発な議論が交わされました。

次に、十二月定例会においては、台風二十一号による被害の災害復旧等に係る補正予算等の説明を受け、三郷町東信貴ヶ丘地区の崩落被害に対する県の対応や生駒市西松ヶ丘の違法盛り土等について、議論が交わされました。

また、県有施設の耐震性等の安全性についても議論が交わされました。

次に、二月六日には、外部から講師を招き、危機管理を機能させるための着眼点について意見聴取を行いました。

行政や住民、企業や専門家がそれぞれの役割を認識し、共通の意識を持って協力することが必要であり、そのためには、常に意見交換を行い、情報を共有するリスクコミュニケーションが重要であること。

危機管理にあたっては、悪い情報は、不完全であっても速やかに上司に報告するのが鉄則であること。

広報窓口を一元化し、住民への呼びかけなどは、首長みずからが時期を失せず定期的に正確に公表することが重要であること。

人命の救助が最優先で、自助、共助、公助が連携することが重要であるとのご意見をいただきました。

また、災害関連死を防ぐための福祉避難所の充実や自主防災組織の強化について意見交換が行われました。

次に、二月定例会においては、奈良市新斎苑整備事業に関連する保安林や三郷町東信貴ヶ丘地区の崩落被害への対応、生駒市西松ヶ丘の違法盛り土への対応について議論が交わされました。

また、奈良県は関西広域連合の全分野に加入し、災害時の医療の取組など防災と医療で計画の整合をとれるようにすべきであるとの意見がありました。

さらに、災害時の帰宅困難者対策について活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、五点についてさらに要望するものであります。

一 行政コストを意識したうえで、危機管理対応全体の基本的な考え方をまとめるよう努められたいこと。

一 災害時の帰宅困難者に係る条例整備について、広域的な対応として、関西広域連合に提案されたいこと。

一 砂防指定地の正確な場所を把握することは、防災上大変重要であり、固定資産評価額の減価補正や砂防指定地内の行為制限にも影響することから、砂防指定地台帳及び附図の迅速な整備に努められたいこと。

一 亀の瀬の地すべり対策は、大和川の流域対策に一定の影響を及ぼすため、国の事業ではあるが、地すべりの状況について調査を行い、適切に対応するよう努められたいこと。

一 災害関連死を防ぐためにも、避難所が充実されるよう、取り組まれたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、防災力の向上及び県土の強靱化にあたり、奈良県国土強靱化地域計画に関すること、地域防災計画の推進に関すること及び治水対策・土砂災害対策等の推進に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げて中間報告といたします。

○議長（岩田国夫） 次に、産業基盤強化推進特別委員長の報告を求めます。――十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） （登壇）産業基盤強化推進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

昨年七月の委員会設置以来、県内産業の育成に関すること、企業誘致の推進に関すること、産業育成・企業誘致に向けた基盤整備に関することについて、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行ってまいりました。

まず、初度委員会においては、用途地域等の規制に合った土地利用について質疑があり、市町村と連携して現状を調査し、土地利用の方向に整合する規制のあり方について、研究するようにとの意見がありました。また、京奈和自動車道の一部区間開通を受けて、さらなる道路基盤整備を進めるにあたり、県内だけではなく県外企業を対象にした調査が必要との意見がありました。

次に、県内調査として、昨年三月に工場が竣工した五條市住川町の株式会社真秀コールド・フーズと、企業誘致に向けたインフラ整備として、昨年八月に開通した京奈和自動車道大和御所道路について調査を行ったところです。

次に、九月定例会においては、ＩｏＴの導入にも至っていない中小企業への周知徹底を含め、活用推進にいつそう取り組むよう要望がありました。さらに、県外の大学に進学する割合が高い実情から、県内出身の人材を確保するための取組を検討する必要があるのではないかと意見がありました。なお、工業ゾーン創出プロジェクトに関しては、農業振興の観点から、開発と農業のバランスを考慮して進めていくようにとの意見がありました。このほか、道路や鉄道などアクセス面で課題が多く規模の大きい企業の立地が少ないという本県の現状から、全体的な奈良県の交通体系のあり方について検討するべきとの意見もありました。

次に、十二月定例会においては、産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部改正についての報告と、奈良県未来投資促進基本計画の概要についての説明を受けました。県内産業の育成には、事業承継や販路拡大の取組が不可欠なことから、きめ細かな支援が実施されるよう要望がありました。

次に、二月定例会においては、提出予定議案として来年度当初予算案の説明を受けました。本県の将来の人口減少の状況を考えると、商業機能の衰退が懸念されることから、商業地域における規制緩和のあり方について考えるべきとの意見がありました。また、本県の農業振興について、耕作放棄地の増加や後継者不足といった課題解決に向けた取組を推進すべきとの意見がありました。さらに、高山第一工区に関して、未利用地への企業立地が進むよう生駒市と連携するよう要望がありました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、六点について、さらに要望するものであります。

一 県内産業の育成には、これを支える人材の育成・確保が重要であることから、県内出身の人材を確保し、事業承継を支援する取組をされたいこと。

一 奈良県産業振興総合センターの機能をさらに拡充し、販路開拓、拡大に取り組む中小企業に対し、きめ細やかな支援をされたいこと。

一 企業誘致にあたっては、農業振興とのバランスの取れた地域振興を図る観点から、市町村と連携して、立地適地の創出に取り組まれたいこと。

一 人口減少を抑えることと県外からの資本導入が本県の経済活性化に不可欠であることから、県内で投資、消費、雇用が好循環するような取組を連携して進められたいこと。

ー 産業基盤強化を見据えた土地利用の規制のあり方について、調査研究を進められたいこと。

ー 道路網の整備により企業立地が促進されていることから、道路整備の取組を継続するとともに、リニア中央新幹線の開通に向けた取組も積極的に行い、全体的な交通基盤整備を考えられたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、産業基盤の強化に当たり、県内産業の育成に関すること、企業誘致の推進に関すること、産業育成・企業誘致に向けた基盤整備に関することについて、引き続き慎重に審議を行ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。中間報告といたします。

○議長（岩田国夫） 次に、二十六番荻田義雄議員より、決議第二号、「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める決議の動議が提出されましたので、荻田義雄議員に趣旨弁明を求めます。――二十六番荻田義雄議員。

◆二十六番（荻田義雄） （登壇）決議第二号、「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきたいと存じます。

△決議第二号

「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める決議（案）

二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を二年後に控え、官民を挙げて、急ピッチに開催準備や社会基盤の整備充実が進められている。本県も、「住んで良し、働いて良し、訪れて良しの奈良」の実現を目指し、観光振興、まちづくりなどの多様な分野が連携して積極的に施策を展開しているが、その中で安全で快適な鉄道環境の整備は大変重要である。

しかし、外国人観光客にも人気が高い奈良公園への玄関口であり、乗降客数も多い近鉄奈良駅は、地下コンコースと地上を結ぶエスカレーターが大宮通りの南側に昇り方向のみで、エレベーターの場所もわかりにくい。（仮称）登大路バスターミナル完成後は大宮通り北側出入口の利用者が増加する見込みだが、誰もが利用しやすい駅とするため、昇降装置の整備に向けた早急な対応が求められている。

また、現在、大和西大寺駅周辺の踏切による渋滞に関して、県、市及び鉄道事業者間で協議が行われており、進展が求められているところである。

さらに、全県的には、人口減少等による鉄道利用者の減少等に伴い、駅の無人化が進みサービスの低下につながるという指摘もある。鉄道を利用する高齢者や子育て世代をはじめ、すべての利用者の利便性や安全性の低下をもたらすことのないよう、一層の工夫と配慮を求めるものである。

奈良県議会としては、「もっと良くなる奈良県」の実現のため、県や地元市町村が積極的に対応されることはもとより、鉄道事業者はその責務を果たすとともに、さらなる地域貢献に努めていただくことを強く望むものである。

以上、決議する。

平成三十年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩田国夫） 十五番岡史朗議員。

◆十五番（岡史朗） ただいま荻田義雄議員から提案されました決議第二号、「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める決議（案）に賛成をいたします。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ただいま荻田義雄議員から提案されました決議第二号、「もっと良くなる奈良県」の実現に向け鉄道事業者の協力を求める決議（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

決議第二号については、二十六番荻田義雄議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、二十九番太田敦議員より、意見書第五号、空き家対策の充実を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、太田敦議員に趣旨弁明を求めます。

――二十九番太田敦議員。

◆二十九番（太田敦） （登壇）意見書第五号、空き家対策の充実を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第五号

空き家対策の充実を求める意見書（案）

国が平成二十五年に実施した住宅・土地統計調査では、全国の空き家の総数は約八百二十万戸で、そのうち賃貸用の住宅等を除いた空き家は約三百十八万戸となっており、平成五年の調査から倍増しています。

このような中、平成二十七年五月に空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、市町村が特定空家等と認めたものについては、その所有者等に対し除却、修繕、立木竹の伐採等その他周辺環境の保全を図るために必要な措置を行うよう助言又は指導、勧告、命令、行政代執行による強制執行が可能となりました。

また、相続に伴う空き家の発生を抑制するための税制上の特例措置として、空き家譲渡所得の特別控除などの措置も設けられたところです。

しかしながら、行政代執行については、膨大な事務量と専門的知識が必要となる上、所有者不明などにより撤去費用が回収不能となるおそれがあること、また今後人口減少等により空き家の一層の増加が見込まれていることから、所有者等による、空き家の適正な管理に関する啓発などのさらなる取り組みや市町村への支援の強化が必要です。

よって、国におかれては、空き家対策を総合的に推進するため、次の事項について措置されるよう強く要望します。

一 市町村が行う空き家の除却や利活用などの対策に必要な財政支援を拡充、強化すること。

二 空き家の所有者等に対し、売却や解体等を行う場合の各種手続や税制上の措置、空き家を適正に管理しない場合に発生するリスクについて情報提供するなど、適正な管理の必要性に関する啓発を行うこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 七番中川崇議員。

◆七番（中川崇） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第五号、空き家対策の充実を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（岩田国夫） 十六番西川均議員。

◆十六番（西川均） ただいま太田敦議員から提案されました意見書第五号、空き家対策の充実を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第五号については、二十九番太田敦議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、十三番森山賀文議員より、意見書第六号、子育て支援の拡充と児童相談所機能の強化を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――十三番森山賀文議員。

◆十三番（森山賀文） （登壇）意見書第六号、子育て支援の拡充と児童相談所機能の強化を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

△意見書第六号

子育て支援の拡充と児童相談所機能の強化を求める意見書（案）

子育ての不安要素として、経済的な負担、仕事との両立が指摘されています。誰もが安心して出産・子育てができるよう子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、支援を拡大する必要があります。併せて、労働時間規制の強化により、女性も男性も「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現が可能となる就労環境の整備も喫緊の課題です。

一方、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は二〇一六年度で十二万件を超え、過去最多となっています。また、子どもの貧困率が先進国の中でも高い水準に留まる中、十分な栄養を得ることができない子どもも増加しています。虐待や貧困で厳しい家庭環境下におかれ、個別の保護を必要とする子どもたちに対しても手厚い公的保護を行うべきです。

すべての子どもたちが健全に安心して育つことができ、すべての保護者がゆとりと責任をもって子育てができる社会の実現のため、本議会は政府に対し、次の項目を含む施策の早急な実施を要望します。

一 保健所の市町村支援機能を強化し、育児の不安や地域での孤立を解消するため、子育て世代包括支援センターを中核とする、子どもの育ちや子育てを支える地域ネットワークを全国で推進すること。

二 妊婦健診費用、出産費用、幼児教育・保育費用、就学関係費用、高等教育費用や育児休業給付など子どもの成長にあわせて必要となる各費用について、一層の助成や給付拡大を行うこと。

三 妊娠・出産・子育てに関する悩みや、生活に関する悩み等について、いつでも相談ができるよう、二十四時間対応の全国统一番号のホットラインを開設するとともに、SNSを活用した相談体制の構築を進めること。

四 中高生の子どもたちが気軽に立ち寄れる安全な居場所と思春期の子どもを持つ親が悩みを相談できる体制づくりを促進すること。

五 長時間労働の規制を強化するとともに、育児休業や子どもの看護のための休暇等の取得、在宅勤務や育児中の短時間勤務等の推進など、仕事と子育ての両立ができる働き方を促進すること。

六 男女が共に子どもを育てる社会を実現するために、女性の社会参加に不可欠な男性の働き方改革を実現し、育児参加の抜本的拡充に取り組むこと。

七 「貧困の世代間連鎖」を断ち切るために、ひとり親家庭への支援を拡充するなど、子どもの貧困対策法に基づいた施策を行うこと。

八 保護を必要としている子どもたちへの支援体制や保護者の相談体制を充実させるため、児童相談所など関係機関の機能強化をはかり、関係する民間団体との連携と支援を強化すること。

九 実親が育てることが困難な子どもも家庭的な環境で育つことができるよう、「民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律」に基づき特別養子縁組制度を拡充し、実親の支援、特別養子縁組制度の周知などを進めていくこと。

十 児童虐待事案や特別養子縁組等の相談件数に比して十分な人員体制が整っていないことや専門性の高い職員が不足していることから、量と質の両面から児童相談所職員の抜本的拡充を行い、その上で、開所時間を弾力的に運営できるよう整備すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 一番亀田忠彦議員。

◆一番（亀田忠彦） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第六号、子育て支援の拡充と児童相談所機能の強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書第六号、子育て支援の拡充と児童相談所機能の強化を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第六号については、十三番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） 次に、四番山中益敏議員より、意見書第七号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山中益敏議員に趣旨弁明を求めます。――四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） （登壇）意見書第七号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

△意見書第七号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

昭和二十三年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成八年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約二万五千人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは一万六千四百七十五人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきであり、次の項目について取り組まれるよう強く要望する。

一 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。

二 旧法改正から二十年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年七月三日

奈良県議会

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩田国夫） 十七番小林照代議員。

◆十七番（小林照代） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第七号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（岩田国夫） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） ただいま山中益敏議員から提案されました意見書第七号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（岩田国夫） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第七号については、四番山中益敏議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（岩田国夫） しばらく休憩します。

△午後二時五十六分休憩

△午後四時三十三分再開

○議長（岩田国夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により副議長と交代します。

（副議長松尾勇臣、議長岩田国夫にかわり議長席に着く）

○副議長（松尾勇臣） 次に、二十七番岩田国夫議員から議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

二十七番岩田国夫議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○副議長（松尾勇臣） ご異議がないものと認めます。

よって、二十七番岩田国夫議員の議長辞職は許可することに決しました。

岩田国夫議員のご挨拶があります。

◆二十七番（岩田国夫） （登壇）議長を辞任するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

私、昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員各位のご推挙により、議長の要職につかせていただきました。この間、議員の皆様方をはじめ、理事者の皆様方の温かいご支援、ご協力を賜り、微力ではございましたが、その大任を果たすことができましたこと、厚く御礼申し上げます。

今後とも、県勢発展のため努力してまいりたいと存じますので、これまで同様ご指導ご鞭撻をお願い申し上げ、簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（松尾勇臣） ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番 亀田忠彦議員

十六番 西川 均議員

三十番 宮本次郎議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方から、ご投票願います。

（立会人投票）

次に、二番池田慎久議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

（開票）

開票の結果を報告します。

投票総数四十三票、有効投票四十三票、白票〇票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

川口正志議員 二十一票

井岡正徳議員 十票

山村幸穂議員 五票

田尻 匠議員 四票

岡 史朗議員 三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、川口正志議員が議長に当選されました。

これをもって議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

次に、ただいまご当選の川口正志議員から就任のご挨拶があります。

◆四十四番（川口正志）（登壇）議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、多数の議員各位のご支持により、議長に選出いただき、誠に光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。

この上は、微力ではございますが、県政の進展と円滑な議会運営のため、最善の努力をしてまいる所存でございます。議員の皆様、並びに知事をはじめ理事者の皆様方には、何とぞ格別のご指導とご鞭撻を賜りますよう

心よりお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。（拍手）

（議長川口正志、副議長松尾勇臣にかわり議長席に着く）

○議長（川口正志） 次に、十九番松尾勇臣議員から副議長の辞職願が提出されましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

十九番松尾勇臣議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、十九番松尾勇臣議員の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、松尾勇臣議員のご挨拶があります。

◆十九番（松尾勇臣） （登壇）副議長辞任に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の六月定例県議会におきまして、多数の議員の皆様のご推挙を賜り、副議長に選出いただきました。以来今日まで、議員の皆様方の温かいご指導、ご鞭撻を賜り、また知事をはじめ関係各位のご協力を賜り、副議長の重責を果たすことができましたこと、厚く御礼申し上げます、簡単ではございますが、辞任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることとします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

なお、ただいまの出席議員数は四十三人であります。

次に、投票点検のため、

一番 亀田忠彦議員

十六番 西川 均議員

三十番 宮本次郎議員

の三人を立会人に指名します。

被指名人に、ご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

（立会人投票）

次に、二番池田慎久議員から、順次ご投票願います。

（各議員投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって投票を終了します。

次に、投票を点検します。

立会人に点検を願います。

（投票点検）

投票人員四十三人、投票総数四十三票、符合しております。

開票します。

（開票）

開票の結果を報告します。

投票総数四十三票、有効投票四十三票、白票〇票、無効投票〇票です。

有効投票のうち

奥山博康議員 二十一票

池田慎久議員 十票

今井光子議員 五票

森山賀文議員 四票

岡 史朗議員 三票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は十一票です。したがって、奥山博康議員が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

次に、ただいまご当選の奥山博康議員から就任のご挨拶があります。

◆二十五番（奥山博康）（登壇）副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただ今、多数の議員の皆様のご支援により、副議長に選任いただきましたこと、身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

この上は、微力ではございますが、議長の補佐役として、奈良県政の進展のために全力で任務に精励してまいり所存でございます。何とぞ皆様のご指導とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（川口正志）　しばらく休憩します。

△午後五時十一分休憩

△午後八時十三分再開

○議長（川口正志）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（川口正志）　この際、お諮りします。

特別委員会の委員の辞職及び同選任を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（川口正志）　まず、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員、並びに特別委員会の委員長及び副委員長から、それぞれ辞職願が提出されておりますので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、三十一番和田恵治議員が観光振興対策特別委員会委員、私、四十四番川口正志が南部・東部地域振興対策特別委員会委員の辞職願を提出しましたので、この許可の件を議題とします。

お諮りします。

各委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

次に、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員、並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任を議題とします。

お諮りします。

この選任については、議長からの指名推選の方法により、指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、常任委員会、議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員、並びに特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、お手元に配付の委員会名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

中村 昭

松本宗弘

亀田忠彦

川田 裕

山本進章

山村幸穂

猪奥美里

中野雅史

小泉米造

厚生委員会

田尻 匠

山中益敏

佐藤光紀
小林照代
荻田義雄
梶川虔二

井岡正徳
安井宏一
秋本登志嗣

経済労働委員会
和田恵治
森山賀文
池田慎久
西川 均
奥山博康

川口延良
松尾勇臣
今井光子

建設委員会
清水 勉
太田 敦
大国正博
乾 浩之
新谷紘一

岩田国夫
国中憲治
川口正志

文教くらし委員会
阪口 保
田中惟允
中川 崇
岡 史朗
米田忠則
粒谷友示

藤野良次
宮本次郎
出口武男

議会運営委員会
小泉米造
大国正博
亀田忠彦
西川 均
山本進章

池田慎久
清水 勉
国中憲治

猪奥美里

宮本次郎

特別委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

観光振興対策特別委員会

中川 崇

岩田国夫

南部・東部地域振興対策特別委員会

秋本登志嗣

岡 史朗

和田恵治

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会

佐藤光紀

山本進章

防災・県土強靱化対策特別委員会

粒谷友示

猪奥美里

産業基盤強化推進特別委員会

安井宏一

藤野良次

○議長（川口正志） 次に、議会運営委員会の閉会中の審査事件についてお諮りします。
このことについては、お手元に配付しております審査事件案のとおり、議会運営委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるまでとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

議会運営委員会の閉会中審査事件（案）

- 一 議会の運営に関する事項について
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 三 議長の諮問に関する事項について

○議長（川口正志） 次に、本日、知事から議案二件が提出されました。
議案送付文の写し並びに議案をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

△財第四十一号

平成三十年七月三日

奈良県議会議長殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第七五号 副知事の選任について

議第七六号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

△議第七五号

副知事の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十二条の規定により、下記の者を副知事に選任したいので、その同意を求める。

平成三十年七月三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

村田 崇

△議第七六号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成三十年七月三日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

亀田忠彦 西川 均

○議長（川口正志） 次に、議第七十五号及び議第七十六号を一括議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、平成三十年度議案、議第七十五号「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任予定者退場）

次に、平成三十年度議案、議第七十六号「監査委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

（被選任者入室着席）

○議長（川口正志） 次に、一松旬副知事のご挨拶があります。

◎副知事（一松旬） 議長及び議員の皆様方のご配慮によりまして、このように退任の挨拶をさせていただく場を設けていただいたことを、まずもって厚く御礼申し上げます。

私は、平成二十七年七月に奈良県に赴任させていただきました。以来、三年間、地域振興部長、総務部長、そして、副知事と務めさせていただきました。甚だ微力ではありましたが、私の手の届く範囲の仕事は精いっぱいやらせていただいたつもりであり、その点については悔いはございません。

しかしながら、私の力の足らざるところは多々あったと思いますし、より広範囲で奈良県政の発展のためにお役に立てたのではないかという思いをまだ持っております。私は、七月十六日付で退任させていただき、十七日付で国に戻ることにあります。今申し上げたような思いを持っておりますので、これほど本当にお世話になった奈良県、そして、心から愛する奈良県のために、どのような立場になっても末永くお役に立たせていただければ大変にありがたいと思っております。

私にとりましては、奈良県の県章をつけさせていただいた三年間、そして、理事者として県議の皆様とおつき合いさせていただいた三年間は誠に誇りに満ちたかけがえのないすばらしい三年間であったと思っております。精いっぱい駆け抜けさせていただいた思い出深い三年間でしたが、その時間も間もなく終わろうとしています。このような感慨をもちまして奈良県を離れることができますのは、議員の皆様方からいただいた温かいご指導、ご鞭撻、そして、ご厚情の賜物と思っており、心から感謝申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、今後ともご健勝の上、立場や意見の違いがありましても、理事者と真摯に議論を尽くされ、ますますのご活躍をなされますことを、そして、その先に奈良県政のすばらしいますますのご発展がありますことを、そして、奈良県民の一人おひとりに幸多からんことを心より祈念させていただきまして、私からの退任の挨拶とさせていただきます。三年間、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（岩田国夫） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました村田崇総務部長のご挨拶があります。

◎総務部長（村田崇）　ただいまは、選任のご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。この上は、甚だ微力ではございますけれども、本県県政のさらなる発展のため、誠心誠意で全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き、変わらぬご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志）　次に、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成三十年七月三日

I　次のとおり議員を派遣します。

一　第十二回紀伊半島三県議会交流会議

（一）目的

三県に共通する「紀伊半島振興地域に係る諸課題」について意見交換を行うとともに、当該振興地域に係る三県議会議員の交流を深めることを目的とする。

（二）場所

ホテル瀬流荘

三重県熊野市紀和町小川口一五八

（三）期間

平成三十年七月三十日（月）

（四）参加者

奥山博康　　亀田忠彦　　山中益敏

佐藤光紀　　田中惟允　　国中憲治

二　近畿二府八県議会議長会議

（一）目的

加盟府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、徳島県、鳥取県）相互の情報を交換し、緊密なる連絡協調の下に、円滑な議会運営と地方行政の推進を図ることを目的とする。

（二）場所

ホテル阪急エキスポパーク

大阪府吹田市千里万博公園一一五

(三) 期間

平成三十年八月二十日（月）

(四) 参加者

奥山博康

三 ハンセン病療養所（奈良県人会）訪問

(一) 目的

ハンセン病療養所（奈良県人会）を訪問し、療養されている方と面談する中で、心労をねぎらい本県の近況紹介、意見交換などを通じて、今後の幸せな生活の享受に資する。

(二) 場所

・国立療養所 長島愛生園

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六五三九

・国立療養所 邑久光明園

岡山県瀬戸内市邑久町虫明六二五三

(三) 期間

平成三十年八月二十三日（木）

(四) 参加者

田尻 匠

Ⅱ 次のとおり派遣議員を変更します。

一 伯移民百十周年記念式典

(一) 目的

議会を代表し、伯移民百十周年記念式典に出席するとともに、在伯県人会と交流を行い、日伯両国の友好親善への尽力に対する労をねぎらい、もって本県の国際親善、国際理解等の増進を図る。

(二) 場所

ブラジル連邦共和国

(三) 期間

平成三十年七月十八日（水）～七月二十四日（火）までの七日間

(四) 参加者

乾 浩之議員から西川 均議員へ変更

○議長（川口正志） 以上をもって今期議会に付議されました議案は、全て議了しました。
よって、本日の会議を閉じます。

○議長（川口正志） これをもって、平成三十年六月第三百三十二回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（川口正志） （登壇）六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

六月十八日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、上程されました諸議案をはじめ、県政の諸課題を終始熱心に調査、審議いただき、議案は全て滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご精励とご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位に対しましては、議会審議に寄せられました真摯な態度に、心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

本格的な暑さに向かいます折から、皆様におかれましては、十分ご自愛いただき、県勢発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎知事（荒井正吾） （登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ、各委員会の審議の過程でいただきましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいりたく存じます。

また、このたびの県議会におきましては、正副議長をはじめ、委員会の正副委員長、委員などの選任を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存じます。

議員各位におかれましては、今後とも、県勢発展のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△午後八時二十六分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	川口正志
同 副議長	奥山博康
署名議員	山村幸穂
署名議員	今井光子
署名議員	梶川虔二